

- 同(角屋堅次郎君紹介)(第八五三三号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第八五三三号)
同(菊地養之輔君紹介)(第八五四四号)
同(佐々木更三君紹介)(第八五五五号)
同(下平正一君紹介)(第八五五五号)
同(杉山元治郎君紹介)(第八五七五号)
同(田中稔男君紹介)(第八五八八号)
同(中島巖君紹介)(第八五九五号)
同(日野吉夫君紹介)(第八六〇四号)
同(松本七郎君紹介)(第八六一四号)
同(足鹿覺君紹介)(第八六四号)
同(小澤貞孝君紹介)(第八六五五号)
同(黒田壽男君紹介)(第八六六六号)
同(濱田正信君紹介)(第八六七七号)
建設省地理調査所定員外職員(定員化)に関する請願(山花秀雄君紹介)(第八六八二二号)
同(塚本三郎君紹介)(第八六九九号)
薪炭手当及び寒冷地手当の増額に関する請願(三浦一雄君外六名紹介)(第八九〇九号)
行政機関定員外職員(全員定員化)に関する請願(山本猛夫君紹介)(第八九一〇号)
は本委員会に付託された。

同月八日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十三回国会衆法第一九号)
は、委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

- 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)
水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七五号)
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外八名提出、第三十三回国会衆法第一九号)

○福田委員長 これより会議を開きます。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)、農林省設置法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 総理府設置法の一部を改正する法律案、すなわち訴訟制度調査会の存置期間をさらに延長せんとする問題について伺いをいたしたいと思ひます。

元来この訴訟制度調査会を設置せられるにあたって、すでに問題点は明らかにわかつておたはずであります。すなわち訴訟法が明治二十三年に制定せられて、非常に条文としても古い。しかもその後水道法あるいは道路法、自治法等に訴訟の制度が新しく条文として追加をせられた。これとの調整をどうするか、こういう問題などもすでに十分わかつておたことだと私は思ふわけです。しかもその弊害はもう相当はなだしく現われている。この弊害の現われている点についても新

しく提案趣旨説明にあらますように、審議が予想外に手取取などという予想外の事実は出てこなかったはずだと私は思ふのであります。あらかじめ一年という期間をお定めになっておいて、なぜこんな手取取になっているのか、こういう点を一つ御説明をいただきたい、こう思ふわけですが、時間の関係からすべて申し上げておきますが、他にもいろいろな審議会、調査会等が存在いたしました。皇居造営審議会とか固定資産評価制度調査会とかあるいは税制調査会とか災害防止対策審議会とか、これらの審議会はすべてあらかじめ定められた期間内にその任務を終了しておりますのに反して、なぜ訴訟制度調査会だけがこんなに長く、われわれがすべて予想し得る範囲内であるにもかかわらずかかるのか、あらかじめ総理府の方でこれを設置する場合に、目測を誤まつておたのか、こういう点について御説明をいただきたいと思ひます。

○福田(馬)政府委員 審議の対象が相当複雑なために予想よりも審議が長引きましたので、この際延長方をお願いいたしましたのでございますが、細部につきましては管理局長から答弁いたさせていただきます。

○山口政府委員 ただいまお話がございましたように、訴訟制度の問題点につきましても、あらかじめかなり判明しておたわけでもございまして、しかしこの解決策につきましても、審議会を開きまして各委員の方々の御研究を伺いましてから、その解決方法についてはいろいろの問題があるということになりまして、現在までに総会、小委員会、幹事会を通じて約三十回にわたる

会議をいたしましたので、できるだけ期間内にまとめますように、各委員の方々も非常に御尽力されたのでございまして。だんだん審議するにつれて非常にむずかしい問題も出て参りました。それから当初これを一年の期限に切りました理由の一つには、訴訟制度と密接不可分の関係にあります法務省の方でやっております法制審議会で行政訴訟特例法の検討がございまして、これが大体三十四年度中には最終結論を得る予定でございましたけれども、この方も審議の過程でいろいろ議論にまともりがまだ見えておりませんので、ただいまの状況では、やはり本年じゅうぐらひはかかるという見込みになっております。そこで問題の困難性もあり、實際審議に当たっておられます委員の方々にも、不十分ながら期間内にまとめてしまふということよりは、行政訴訟特例法の審議の状況ともならみ合わせてもう少し詳細に検討をいいた方がいいかという有力な御意見が出ておりますので、そういう関係もあつて、せつかく開きましたものでございまして、できるだけ完全なものにして御答申をいたしたい、かような趣旨でさらに九月月だけ御延長をお認めいただきましたというところで提案をいたしました次第でございますが、この九月月を計算いたしますと、この九カ月の間に今後の審議予定につきましても、具体的に今後の審議予定につきましても、いろいろと検討をいたし、そのスケジュールを見まして、さらに延長をお願いするということも心配もないというところで、今回限りぜひこの九カ月の期間を御延長御承認をいただきました、かような趣旨で提案をいたしました次第でございますので、何とぞ御了承をお願いいたします。

○飛鳥田委員 この審議会の委員の数とお名前を一つ教えていただかせんか。

○山口政府委員 委員は全部で十七人でございまして。資料で御提出をいたします。

○飛鳥田委員 けつこうです。その十七人の中で学者と実務家との比率はどのようになっておりますか。

○山口政府委員 学者が三名、弁護士の方が三名、裁判所関係の方が三名、民間の方が五名、関係行政機関がその残りでございます。

○飛鳥田委員 いろいろな法律的な調整の問題もあると思ひますが、訴訟制度というものは今ほとんど使われていないというのが実態ではないかと思ひます。少なくとも民衆が行政庁の行ないた行為に対して争う場合に、ほとんど使われていないというのが現実ではないかと私は思ふわけですが、なぜ使われていないかという一番大きな点をあげれば、訴訟は出して出さなければならぬというところからいって、非常に時間がかかるから、と申しますのは、訴訟法を見ても、その他の法律を見ても、訴訟法が提出をせられて以来何カ月以内あるいは何日以内これを審査せよという期限が全然ない。そういうところに問題点があるわけです。ただこの訴訟というものが使われていないとすれば、行政事件訴訟特例法の第二条に訴訟前置主義がとられておりますために、行政事件を起す、こういう場合に、やむなく前置主義でありますために訴訟を一応出す。こういうようなことが行なわ

れているだけで、現実にはほとんど使われていない、こういう点を見れば、早く結論を出して、少なくともこの制度を生かしていくような方向をとっていただくことが必要ではないだろうか、この私たちは思うわけです。こういった訴訟の問題について、これを処理する期間その他が法定せられていない、こういう問題について審議会の方ではどういふ議論をなすつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○山口政府委員 訴訟制度につきまして、現行の制度におきましては不明確な点が多いところがございます。これは旧憲法下の制度でございまして、しかも非常に古い、明治二十三年に施行された訴訟法をもとにいたしております。それで従前もしばしば改正の必要が唱えられて、その立案もされたのでございますが、ついに法律になるに至らずして今日まで経過いたしております。その間に個々の行政立法で個々に特別の取り扱いをたくさん規定いたしております。そのために訴訟制度全般としてましても非常に統一のとれない制度になつておりますことは、ある程度認めなければならぬところでございます。そういう問題を解決して、できるだけ新憲法下にふさわしい国民の権利救済を全からしめるという趣旨で、ただいまお述べになりましたような運用上の改善という問題も含めて、そのためには訴訟制度をどういふふうにすればよろしいのかというふうなことも、ただいま審議会では論議されております。お話にございましたように、いろいろと訴訟制度までの期間につきましても、現行の制度ではまことに取り扱いはなつておりまして、御意見のようないふ欠陥もあることは事実と思ひます。

そういうふうな点について十分御審議をしていただくことにしております。さらにお話のほとんど訴訟制度が活用されていないという面でございますが、これは実はそれほどでもございませんで、二十五年から三十年までの間の調査でございまして、件数といしましては四十二万件余りございまして、そのうち約半数は審議の結果、主張が認められて容認されたものでございまして、そういう意味合いで、訴訟制度というものは運用上、国民の権利救済の面からいって相当効果を現わしているわけでございます。こういう制度をさらに一そう整備していくというところが、国民の権利救済を全からしめる意味からいって必要であるという点につきましても、各委員の方々も十分そういう点について論議されておりますので、今度の調査会の結論をいたしましては、お話のような点が解決されてくることであらうと考えております。

○飛鳥田委員 今訴訟の行なわれた件数その他のお示しがありました。訴訟の判決が非常に多く出て参りましたが、現実には判決を得てその主張が容認せられても、実際はほとんど価値がなくなつてしまつてゐる場合が大部分なんです。もう一つは、今昭和二十五年から三十年までの例をおあげになりましたが、訴訟の数は年々少なくなつてはいます。カーブをおとすようになって参ります。これは訴訟が少なくなつて参ると思ひますが、それはすなわち訴訟が非常に長くかかるというところ、そして一定の期限を経過したつたのでは、ほとんどあとからよろしいと言われてみたところで、実利はないという点から、訴訟制度は次第に国民にとられな

くなりつつある、こういう傾向を物語つておるのだらうと思ひます。こういう点について一刻も早く改善をいたしませんと、ますます訴訟制度というものは国民から捨てられていく傾向を強くするのだらう、こう思うわけです。そういう点で九カ月お延ばしになることについて、私たちは特に異議を述べざるわけではありませぬけれども、しかし少なくとも早くおやりのをいただくというところが重大だと、こう考えるわけです。もう一つの問題としては、訴訟制度に一番致命的なものは、執行を停止しないという点だらうと思ひます。従つて執行の停止を求めようということになりますと、当然行政事件訴訟特例法に基つてざるを得ないのであります。

従つて行政事件訴訟特例法の件数は、先ほど申し上げたように、訴訟の件数が減るのと反比例して上昇して参るはずで、こういう点から考えて参ります。訴訟に執行を停止しないという点には非常に大きな問題ではないだらうか。この点についても審議会の方でどのような議論が行なわれておるのか、一つ伺つていただきたいと思います。○山口政府委員 訴訟につきましても、件数の傾向につきましては、必ずしも減つてきておるといふ状況ではございませぬが、訴訟の執行停止の効力いかんという点につきましても、審議会の方で一つの大きなテーマとして、目下審議いたしております。現在までの状況では、申し立てまたは職権によつてできる道を開くということにおよそ御意向があるようでございます。ただすべて執行停止をするということになりますと、御承知のごとく、訴訟の制度は必ずしも憲法の処分だけでござ

いませんで、不当の問題というふうな、訴訟事件に出せないようなものにつきましても訴訟の対象にはなるわけでございます。そういうものについて、すべて訴訟を止せば執行停止ができるということになってしまつと、公益上の立場から行政事務の進行を非常に阻害するやうな心配もございまして、一律に執行停止をする必要があるというやうな結論になるかどうかはまだ判明いたしませんで、いろいろ委員の方々の間でも慎重に論議されております。いずれにいたしましても、ただいま御意見のありましたやうな執行停止に關連する問題は、訴訟制度の非常に大きな問題として慎重に論議されておるところでございます。

○飛鳥田委員 今お話しになつた点が非常に重要な点だと思ひますが、しかし訴訟そのものに執行を停止する権限を与えるのとすれば、今お話のやうに違法な部分と不当な部分があるわけです。また同時に、かりに違法を理由とする部分については執行の停止を与えるとするれば、これは裁判権と行政権との混淆を来たすおそれがあるはしないだらうか、この私たちは考へるわけなんです。そういう点で、帰するところは訴訟そのものに執行停止の権限を付与するかどうかという一つの問題と、もしそれが裁判の問題と行政の問題とを混淆するおそれがあるとするならば、行政事件訴訟特例法第二条の訴訟前置主義を改めてしまつて、必ずしも訴訟を前置しなくてよろしい、こういう形にすることが望ましいのではないだらうか、こういう考へ方も一つ出てくるはずで、そういういたしますと、この行政事件訴訟特例法は、訴訟制度とは関係

係はありますが異なります。従つてこの調査会の権限は、こういう訴訟制度とは異なる訴訟手続に關する問題にまで関与する権限を持つてゐるのです。か、きつとそういう議論が出てゐるだらうと思ひます。

○山口政府委員 訴訟制度をいたしましては、これは行政機関の行ないます業務でございまして、訴訟の關係はございませぬ。従つて司法権と行政権との混淆の問題は、訴訟事件として処理している間においては起こり得ない問題であると思ひます。ただいまお話のありました行政訴訟に關して訴訟前置主義をとつておるといふ問題につきましても、これは私から申し上げることは適當ではないと思ひますが、法務省の方で法制審議会を開いておられますが、その部会として行政訴訟特例法に關する小委員会をいたしてあります。そこで訴訟制度が今後どういふふうに整備されるかということと關連いたしまして、行政訴訟特例法の方でこの前置主義をどう取り扱うかということも議論いたしておるようでございます。○飛鳥田委員 一番重要な点なんです。が、私の今何つたのは、当然行政事件訴訟特例法第二条の訴訟前置主義を廃止すべきである。いきなり訴訟を起せるという意見が出てくるはずで、訴訟の判決を経た後でなければならぬが、たゞし「訴訟の判決を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴訟の判決を経ないで、訴を提起することができる。」という例外が認められておる。しかしこの例外が、実質的には實際上の原則になつてゐるわけ

す。訴訟の判決を経てから行政事件訴訟特例法の訴訟特例法の方から訴えを提起するばかなんかありません。必ず訴訟を出して、出して、出したという証明をもらって、すぐ行政事件を起すことというのが、訴訟前置主義を廃止するという議論が当然出てくるはずなんです。これはこの調査会でもそうでしょうし、法制審議会の方でも当然そうだろうと思います。そこで私は今あなたに、こういう問題についてまで答申をする権限があるのかと聞いて伺ったわけです。

○山口政府委員 訴訟制度の方といたしましては、行政機関の内部における訴訟制度をいかに整備するかというのを議論するだけでございまして、訴訟事件の方でそれを前置主義をとるかどうかというところは、訴訟制度調査会の調査すべき範囲内ではございません。

○飛鳥田委員 そうすると、一番重要な部分を審査できない。そういう調査会ならよしてしまつた方がいゝのではないですか。これが一番重要じゃないですか。従つて当然私は今お答えの中で、そういうものについてまで一応の答申ができる権限がある、こうおっしゃるだろうと思つたわけです。ところが肝心なための、国民が一番困つてゐる部分については答申する権限がない。それは法制審議会です。下さるだろうなというのではナンセンスじゃないでしょうか。同時にまた伺いますが、この訴訟制度調査会と法制審議会の行政事件訴訟特例法関係の小委員会とは、合同の委員会をお開きになったことがありますが、また合同の委員会を開く権限がありますか。

○山口政府委員 法制審議会の方で

やつております行政事件訴訟特例法の審議にあたりましては、ただいまお話のございましたような訴訟前置主義をどうするかという問題を、非常に重要なテーマとして取り上げて審議いたしております。従つて現在この訴訟事件と訴訟前置主義とが二つの審議会において審議されておるわけでございます。ただお話のような関連性があるというところは十分に考えまして、委員の選考にあたりましては、法制審議会の行政事件特例法関係の小委員会に参加しております方を相当訴訟制度調査会の方に御委嘱いたしまして、その間の連絡がとれるように配慮いたしております。お話の合同審査をすることがあるかどうかということでございますが、この点につきましては両方の審議会の審議の状況によりまして、打ち合わせをする必要があるということでは、運用上そういう合同の会議を開くことは差しつかえないと思つております。一応政府側といたしましては、その運営について審議会の方に諮問をして、一任いたしておりますので、はたしてそういうことになるかどうかを予想するわけには参りませんが、そういうことが審議会として必要である場合には合同の会議を開かれることは、運用上差しつかえないと考えております。

○飛鳥田委員 長官に伺いますが、今お聞きのように、訴訟制度調査会でもこの行政事件訴訟特例法との関連性をどうするかというところは、ほとんど大部分と言つていくらいの重要問題だろうと思つてゐる。にもかかわらず、この問題については審査する権限がないとおっしゃる。まあおれは冒だけの医

者だから腸の病氣は知らぬよ、こういうのと同じだろうと私は思うわけなんです。また法制審議会の方でもこの重要な訴訟制度の問題については、何にも言う権限がなさそうなんです。しかし実際は完全に重なつてゐるわけなんです。さうだとすれば、二つのものを設けておくというのには屋上屋を架することではないでしょうか。しかも二つに分けておいて、たまたまかへつて双方の審議がおくれている、こうとしか私には思えない、この点どうでしょうか。

○山口政府委員 専門的な細部につきましては私存じませんが、御指摘の点についてはいろいろ検討する点もあるようでありまして、行政官庁にあるいは法務省、関係方面にきつてよく伝えまして検討いたして参りたいと思つております。

○飛鳥田委員 訴訟制度調査会は総理府で管轄する、法制審議会は法務省で管轄する、こういうふうに官庁がおのおの独自の審議会、調査会などを作つて所管をせいで、いわゆる官庁のセクショナリズムが実質的には一つであるべきものを二つに割つてしまひ、そのためにかへつて審議がおくれ、九月も延長しなければならぬ、こういうことになりまして、この調査会に御出席をいただいております委員諸公にも非常に御迷惑ではないか。また國家としても、いたずらに調査会、審議会を長引かせていくというところは、経費としてもむだだ。大した経費ではなさそうですが、そういう冗費も出てくる。こういう点で何か整理をする必要があるのじゃないか。理論的に訴訟制度調査会は行政的な範囲に属するものだし、行政事件訴訟特例法は訴訟制度、

いわゆる司法に属する部分だから、これは分けておかなければならぬ、そういう単なる理屈一本やりで、屋上屋を架するやうな二つのものをこしらえておく必要は絶対にないじゃないか。むしろこの際思い切つて、今の局長の御説明によりますと、委員も共通だといふのです。さうするとその委員の方で、あるときには法制審議会に出席をせられ、あるときには訴訟制度調査会に出席をせられ、さうして行なつてゐる御議論はほとんど同じ議論じゃないか。幾らかずれるところはあつたとしても、重要部分についてはほとんど一致するものじゃないか、さうすると二度出席をなさらないければならぬわけなんです。どうせそういう審議会あるいは調査会にお出になる方は、實際生活の中でも相当有名な方でしょうし、御多忙な方でしょう。従つて二度も出て同じことを議論するなんというのはお気の毒です。こういう点で、人的にも金銭的にもむだになりはしないだろうか。

○山口政府委員 今までの御説明でかなり明瞭になりましたように、法制審議会の中の行政事件訴訟特例法の小委員会とこの訴訟制度調査会とは、両々相待つて助け合ひながらとありますが、相手方の調査の結果をお互いに見守りながら進んでいく、こういうふうにかがえるわけです。ところが法制審議会には期限がありません。ところが今度のこの訴訟制度調査会は九月月延ばす、こういうことです。さうなりますと行政事件訴訟特例法の小委員会が九月月も十月月も十二月月も、あるいは一年半もかかることはあり得るのではないのでしょうか。さうなつて参りますと、行政事件訴訟特例法の結論が出な

いわけの司法に属する部分だから、これは分けておかなければならぬ、そういう単なる理屈一本やりで、屋上屋を架するやうな二つのものをこしらえておく必要は絶対にないじゃないか。むしろこの際思い切つて、今の局長の御説明によりますと、委員も共通だといふのです。さうするとその委員の方で、あるときには法制審議会に出席をせられ、あるときには訴訟制度調査会に出席をせられ、さうして行なつてゐる御議論はほとんど同じ議論じゃないか。幾らかずれるところはあつたとしても、重要部分についてはほとんど一致するものじゃないか、さうすると二度出席をなさらないければならぬわけなんです。どうせそういう審議会あるいは調査会にお出になる方は、實際生活の中でも相当有名な方でしょうし、御多忙な方でしょう。従つて二度も出て同じことを議論するなんというのはお気の毒です。こういう点で、人的にも金銭的にもむだになりはしないだろうか。

○飛鳥田委員 今までの御説明でかなり明瞭になりましたように、法制審議会の中の行政事件訴訟特例法の小委員会とこの訴訟制度調査会とは、両々相待つて助け合ひながらとありますが、相手方の調査の結果をお互いに見守りながら進んでいく、こういうふうにかがえるわけです。ところが法制審議会には期限がありません。ところが今度のこの訴訟制度調査会は九月月延ばす、こういうことです。さうなりますと行政事件訴訟特例法の小委員会が九月月も十月月も十二月月も、あるいは一年半もかかることはあり得るのではないのでしょうか。さうなつて参りますと、行政事件訴訟特例法の結論が出な

おりますので、やはり所管の官庁とよく相談いたしまして、さつそく検討いたします。

○飛鳥田委員 私今伺いますと、この委員の方の中に比較的実務家が少ないように思いますが、現実にはこの訴訟制度、さらには行政事件訴訟特例法等を扱つていらつしやる実務家をもう少しお加へになる必要があるのじゃないでしょうか、こう考えますが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 実は行政官庁の各機関で実際に訴訟事件を処理いたしております者は、別に幹事といたしまして二十五名各関係庁から選んで任命いたしてございまして、委員の審議を助けるという意味で参加いたしております。實際の行政訴訟の取り扱いの状況につきましては、その方々が調査会を開くごとに出席いたしまして援助いたしておりますので、さうな点については心配はないというふうに考えております。

以上、訴訟制度調査会だけで結論を出すという事はできませんか。そうなりますと九カ月をまた延ばさなければならぬということになります。さっきの御説明では、九カ月で絶対自信があまりになるようでしたが、しかしそんな自信のあまりになるような言葉をお吐きになっておきますと、また九カ月先に、もう一年延ばして下さいという話になるのじゃないだろうか、私はこう思うわけです。そのくらいなら思い切ってどうぞばり、法制審議会と歩調を合わせるような期限を設定されたらどうですか。私たちの方は、別に九カ月だからいい、十カ月だからいいけないと言っているわけじゃないのですから。

それでは伺いますが、法制審議会の行政事件訴訟特例法の小委員会ですか、分科会というのですか、それは大体いつごろ作業が終わるといふ見通しですか。この結果を見ずして、あるいはこの結果と並行せずして、調査会が結論を出せるなんていうことはあり得るのですか。

○山口政府委員 実は審議会の期限の問題でございますが、これは審議会の設置の一つの方針をいたしまして、できるだけ早く審議を済ませて、問題を政府が処理できるようにしたいという考えから、できる限り限りの制度にいたしておりますが、建前でございます。そこでその期限を適当に判断することになるわけでございますが、この場合におきましてはやはり期限を切つていくことが至当であるかと存じております。法制審議会の方は、これは常時いろいろな法律問題を検討いたして参りまして、単にその一分科会の作業

として行政事件特例法の審議をいたしておるわけでございます。従つて、法制審議会の方に期限がございせんから、この行政事件特例法の小委員会の方も自然に法律的な期限はございせんけれども、運用上の目安を申し上げては、実はこれを私から申し上げるのは適当ではございせんけれども、私も連絡をして承知いたしておるところによりまして、本年の九月か十月ごろにはほぼその問題の結論を得る見込みであるということでございます。で、そういう点ともならみ合わせまして、具体的なスケジュールを組んで、審議のプログラムを立てた上で、九カ月であれば結論を得られる、かような見通しで九カ月の延長方をお願いしたわけでございますので、再びお願いをするようなことはないと存じております。

○飛田委員 法制審議会の方のプログラムでは大体九月に結論が出るとおっしゃるのですか、法制審議会の方の行政事件訴訟特例法の小委員会、これが九月に出るまで、それに合わせてという事でありますなら、この訴訟制度調査会というものは向こうさん待ち、こういうことになってしまふのじゃないですか。向こうさん待ちという形になって、私はほとんど独立性を疑わざるを得なくなつてくる。からむわけじゃありませんが、そういう感じがいたします。法制審議会の方の小委員会の実情も私たち幾分か知っておりますが、なかなかプログラム通りに結論の出るものではないと思います。これは皆さん非常に議論をなさいますので、そう出るものではないと思います。そういうと、九月というのは法制審議

会の方のプログラムと合わせた結論であつて、訴訟制度調査会独自のプログラムに基づく結論ではないというふうな受け取られざるを得ないわけです。あれやこれや、からんだものの言い方を私はしたくはありませんが、しよせん、冒頭私が長官に申し上げたように、二つの分割すべからざるものを分けて、違つた官庁が管轄をしてやつていられるところに問題があるわけです。この問題について十分根本的な反省をなすつていくことが、やがては九カ月という期間を御設定になる場合の基本的な問題になるだろう、こう私たちは思います。従つて、あやまちのないように――再び延長をとおっしゃることではない、こういうお話ですから、私もそれで了承いたしますが、しかしまた早からう悪かろうでも困ります。独自の立場で十分御審議を遂げ、しかも今私が申し上げたような欠点を除きながら進まれるように希望して私の質問を終わります。

○久保田(豊)委員 農林部当局に、農林省の設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正について、前の質問の残りを簡単にいたします。まず第一に農林省の設置法の一部改正のうちで、この前質問いたしましたけれども、少しまだふに落ちないところがありますのでお伺いしたいと思つたのは、この名古屋地方に高潮対策部を設ける、これは趣旨はけっこうであります。これはいつまでに作られて、いつ廃止をされる予定かというところを第一にお伺いしたいと思つた。

○久保田(豊)委員 次は久保田豊君。○久保田(豊)委員 農林部当局に、農林省の設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正について、前の質問の残りを簡単にいたします。まず第一に農林省の設置法の一部改正のうちで、この前質問いたしましたけれども、少しまだふに落ちないところがありますのでお伺いしたいと思つたのは、この名古屋地方に高潮対策部を設ける、これは趣旨はけっこうであります。これはいつまでに作られて、いつ廃止をされる予定かというところを第一にお伺いしたいと思つた。

○久保田(豊)委員 農林部当局に、農林省の設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正について、前の質問の残りを簡単にいたします。まず第一に農林省の設置法の一部改正のうちで、この前質問いたしましたけれども、少しまだふに落ちないところがありますのでお伺いしたいと思つたのは、この名古屋地方に高潮対策部を設ける、これは趣旨はけっこうであります。これはいつまでに作られて、いつ廃止をされる予定かというところを第一にお伺いしたいと思つた。

○久保田(豊)委員 農林部当局に、農林省の設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正について、前の質問の残りを簡単にいたします。まず第一に農林省の設置法の一部改正のうちで、この前質問いたしましたけれども、少しまだふに落ちないところがありますのでお伺いしたいと思つたのは、この名古屋地方に高潮対策部を設ける、これは趣旨はけっこうであります。これはいつまでに作られて、いつ廃止をされる予定かというところを第一にお伺いしたいと思つた。

○久保田(豊)委員 農林部当局に、農林省の設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正について、前の質問の残りを簡単にいたします。まず第一に農林省の設置法の一部改正のうちで、この前質問いたしましたけれども、少しまだふに落ちないところがありますのでお伺いしたいと思つたのは、この名古屋地方に高潮対策部を設ける、これは趣旨はけっこうであります。これはいつまでに作られて、いつ廃止をされる予定かというところを第一にお伺いしたいと思つた。

て、それに基づいて各省が具体的に事業に取りかかる、こういうことに相なるわけでございます。従って、そういうふうな基準に基づきまして具体的に対策部におきましては事業を実施する、こういうことに相なるわけであります。もつともその間におきまして、事業実施上におきましては、常に関係省との連絡をとる必要があらわであります。中央においても今申しましたようなことでやりますほかに、地方におきまして建設省関係の出先の地方建設局もあります。従って運用の面におきましても、当然その間の協議調整をはかつていくというふうな問題も行なわれるだろうと予想されるのであります。従ってそういう際におきましては、この対策部におきまして、そういう措置に当たるといふことに相なるかと考えております。

○久保田(豊)委員 私どもは伊豆災害の経験で痛感をいたしましたのであります。設計、工法等においての一応官庁間の打ち合わせができました。つまり事業執行といえますか、それを裏づけていく予算、つまり金の面で農林省のやり方と建設省のやり方とは相当食い違いがあるのじゃないかということが、非常に心配になるわけです。建設省の直轄部面につきましては、これはどういう予算操作を実際にしておるのかわかりませんけれども、たとえば伊豆災害の場合のごときにおきましても、予算は大体において三カ年ないし四カ年で出ていると思ふのであります。が、実際の工事は直轄部面については一カ年ないしせいぜい一カ年半くらいで、現在災害復興の面についてはほとんど完成をしておるといふことであ

ります。伊豆災害の場合においては、農林省関係では直轄部面はありまぜん。ないからその点はよくわかりませんが、農林省はその場合において、建設省のように予算のやりくりといひますか、あるいは繰り上げといひますか、そういうことをやって早くやりません、図面や打ち合わせの方でもって、建設省関係との調整が工法の上でできておつても、実際の食い違いがでるというところは、これはなければいけません。いわけですけれども、非常にその点が心配になります。その点はそういうふうな実際に措置をされる予定ですか、お伺いします。

○齋藤(誠)政府委員 伊豆災害の場合におきましては、私も現地を見に参つたのであります。御承知のように狩野川の堤防が決壊し、その結果その地帯一般にわたつて農地の災害を受けたわけでありまして、農地復旧にあたつて、今先生のお話しになりましたように、堤防の箇所をどこに設計するかといふようなことがござりません。農地の復旧はそれを持ってやらざるを得ないといふようなこともありました。その間における調整の問題が問題であつたわけでありまして、今後こういうふうな事態における対策をいたしまして、どこにまずその分担をきめるか、たとえば県におきまして土木部と農地部がありまして、土木部における設計あるいは農地部におけるやり方、これらをまず責任の分担、それからどこでどういふ段取りでどちらが先に行ふかといふようなことの調整を、補助事業としては当然考へていかなければならないのだと思ひます。伊勢湾におきまします問題といたしまして、

そのような問題が当然起こりますので、これは対策部と地建で相談してやる、また当然農林省も起こるかと申しますが、三者連絡調整してやるというところに今後とも十分留意してやっていかなければいけない。対策部ができました関係も、そういうことが特に問題であるのではなからうか。特に伊勢湾地帯における指導監督の強化という意味におきまして設けたわけでございますので、今先生の御指摘になりましたようなことも十分頭に入れて、当然連絡調整をはかつていく、そして事業の効率化をはかつて参る、こういう考え方に立たせていただきます。

○久保田(豊)委員 私は補助事業についてとはまた別にお伺いしたいと思つておるのですが、私が今伺ひしたのには、建設省関係の直轄面と農林省の直轄面とは、予算上馬のつらが合つておるかといふことを聞いておるわけですね。片方においては、建設省では、これは地方でいへば仕越し事業みたいなやり方だと思ふのです。つまり事業をどしどし継続して、最初の臨時のいろいろの工事からそれが本格工事になつてどんどん進んでしまふわけですね。その点について、農林省の直轄部面にはそういう予算措置なり予算運用の措置を、つら合せてやっておるかどうかといふことを第一点にお聞きしたいわけですね。

並びに三十五年度におきますこれらの関係する予算につきましても、その協議会における趣旨に基づきまして、大体的考え方といたしましては各省同一の歩調で予算を組んでおるわけでありまして、すなわち具体的に申し上げますと、本年度の台風季までに一応原形復旧までの事業を完成するという意味の予算が計上されておるわけでありまして、御承知のようにあの地帯におきましては、原形復旧事業ばかりでなしに、改良工事も取り入れてやる建前になつておるもので、直轄事業につきましても、三十七年度台風季までに事業の完了をいたす、こういうことで予算が計上されておるもので、その間は農林省におきましてもあるいは建設省におきましても、事業量におきましては差がありましても、考え方としては同一の考え方になつておるわけですね、こういう措置をとつておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 それではその点については予算上のズレは、両省の間にはないといふことですね。それなら結構です。もう一つお伺ひしますが、今度の対策部が、今の説明でも補助部門についても指導する、こういうことですね。指導は非常にけっこうで大きいやつていたのだと思ひますが、三県にわたるのを、片一方において設計をやつながら十八人で指導が実際できますか。この点と、もう一つは、私どもの経験したところで一番苦勞いたしましたのは、県段階の県の担当部門、特に農地関係等の担当部門でも設計者が非常に少なく、実際には町村段階の指導等はほとんどできない。そういう問題であつたいろいろな問題が残る。特に一番心配になるのは各市町村段階は、市はある程度そういう技術陣を持つておるかと思ひますが、町村にはほとんど技術屋がないといふので、設計もろくにはできない。設計ないしそういうものの手続が非常にめんどろなために、技術者がある程度雇つてみても、その連中は書類作りにほとんど追われてしまつて、現場の実際の工事監督ないしはそういうことはほとんどできない。そのことがひいては今の請負制度の欠陥と結びつきまして、ほとんど完全な工事ができていない場合が補助事業、特に町村段階の農地ないしは農業施設は、大部分は町村段階にならうと思ふのです。そういうことになつて、そこらに非常に大きな手抜きがござりまして、その結果はどうかといふと、最後には相当の手直しその他がよけに残りまして、災害を受けた農民がさらにその負担を二重にしようといふという格好になるわけですが、伊豆災害の場合は農林省にいろいろお願いをして、御承知の通り九州等から約三千何名の技術者を借りて、一応県段階の県の補助事業のあれをやり、そして特に重要な地点には町村にも一部これを指導に回してもらつたといふ実績ですが、あれだけのものをやつても、実際にははるばるいかなかった、これが実情です。今度は、伊勢湾台風の場合におきましては、災害の性質あるいは規模、それから特に除塩事業等をやるについては、私ははるばる複雑な問題、仕事量といふものが非常に多いと思ひが、こういう点について、この十八人の陣容でそういうことができるかどうか。大体においてこの陣容ではお

そらく鍋田と衣ヶ浦は、その国営事業で手一ぱいではないかと思うのです。その点については今までのような措置をとってきたか、今後措置をとっていくつもりか、お伺いしたいのです。

○齋藤(誠)政府委員 お話のありましたように、非常な災害がありました場合に、農林関係の災害事業は、町村あるいはさらに小さな大字といったようなところにおける施設災害復旧が非常に多いわけでありまして、従ってその間、設計事業を進行するために必要な人手不足というところが十分起こりがちであります。しかしこれらに対してあらかじめ災害復旧の起こることを予定いたしまして、人員の配置を考えていくということも、実際問題としてはなかなか困難な場合があるものであります。従来とも今お話にもありましたように、機動的に人員をそこに配置をする、あるいは応援体制をとるといったようなことで考えていかざるを得ないのではなからうか。今後におきましても、大体のやり方といたしましては、大災害の場合におきましては、そういう方法をとりざるを得ないのではなからうかと考えております。一般的に技術者が不足であるという点については、そういう災害復旧ばかりでなしに、一般の団体営土地改良事業といったような面におきましても、われわれも承知いたしておるわけでありまして、事業量が伸びるに際しまして、事務費、人件費等におきましては事業費支弁という道もありまされども、しかし人間がある程度固定してないといったような関係もありまして、おのずからそこに機動的な調整をとらざるを得ないというところもやむを得ないのではないかと考えておりますが、今後とも、今先生のお話になりましたようなことについて、十分承知いたしておりますので、それに即応するような検討を加えて参りたい、かように考えております。

○久保田(豊)委員 この直轄部面に対する陣容は、この対策部が十八名で、鍋田の方が六十名、衣ヶ浦の方が四十二名、これは農林省で責任をもつてこれだけの人間はどこから動員をして集めるに違ひなからう、これはいいといたしまして、特に農地関係等においては、県段階の仕事あるいは特に町村営の、団体営が非常に多いことになる。これについて、今までそういう人手不足ということについて、すでに措置をしていなければならぬはずだと思ひます。それでなければならぬ進みは、ない。現地を私は見ておりませんが、実情はよくわかりませんが、私どもも、私どもの経験ではこれが一番苦労をした。それでも足りぬで、大体月に、多い場合においては町村のごときは四万五千円くらいの実人件費を出しまして、民間のいわゆる土木技術者を臨時に嘱託しましてやるというふうなこともやつたのであります。書類も、それでもなかなか足りない。書類作り、要するに実務の方がなかなかうまく参りません。ですから今お答えのように、これから検討いたしますなどというところでは、私はまだ復興工事がどの程度進んでいるかわかりませんが、少なくとも、少なくともそういうふうなことは、現地の人たちが非常に困るのじゃないか、こう思うのです。が、今まですでに県営ないしは団体営

の事業について、どういう配慮を加えて実際に実施をしておるのか、あるいは今後いよいよこういう国営の大きな堤防その他ができるに際して、それがつながつた県営部門、あるいは団体営部門はやはり急速に頭をそろえ、進度をそろえていかなければならぬというところになる。少しはおくれても差しつかえありませんけれども、しかしこの点のテンポを合わせるということが、災害地の住民としては一番大事な問題だと思ひますが、その点について、今のお答えのように大いに今後十分検討いたしますというところでは、ちょっと手ぬるいように思ふ。ですから現在までこういう措置をとつたのか、今後いよいよ団体営ないしは県営事業が本格化する場合に、どういうふうな措置をとるつもりか、その計画なり何なりをお聞きしているわけですが。

○齋藤(誠)政府委員 今回対策面におきまして取り上げておりますのは、いわゆる伊勢湾高潮対策事業として取り上げておる事業でございます。それ以外に、それ以外の事業につきましては、これは従来通り県営あるいは土地改良区等を通じてやっておるわけでございます。今回の高潮対策事業として、国の直轄事業として考えていますのは、この鍋田と衣ヶ浦でございますが、五カ所でございます。それから補助事業として考えております対象は、愛知県で六カ所、三重県で四件ということになっておるわけでありまして、これらにつきましまして事業の強化をはかつて参りたい、それ以外の事業につきましては、これは当然県の陣容なりあるいは土地改良区の陣容なりを通じて従来通りの方式でやっていく、その間におき

ましてかりに人手が不足するとかいようなことになりますれば、当然応援の体制もとってくださるというところに相なるわけでありまして、現在までのところ、各県におきましては、大体従来通りの方法で事業が進捗いたしておるというふうに承知いたしておるのであります。

なおまた補助事業につきましては、これは伊勢湾高潮につきましても改良事業等もあつたので、直轄事業につきましましては三十七年度の台風季までに一応事業を完了することにしたとしておりますが、補助事業につきましましては三十八年度までに一応事業を完了する、こういうことで予算上も一応計上いたしておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 現地の方からそういう点の応援を農林省に求めてきてないというところなら、これは何か現地の間で描き合はせていることだと思ひますが、この点はなお念を入れて十分現地と打ち合わせをして、なかなか県限りでは、正直に言つて人は集まらぬです。その結果が、末端に行くに結局災害住民の非常な不幸といひますか、負担過重になりますから、この点をなお注意してやつていただきたいと思ひます。

その次にお伺いしたいのは、この前質問を漏らしたのであります。ここに臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会が本年の三月で、もうすでに答申が出るからこれを廃止するといふ一項があります。このこと自体は、私どもは答申が出る段階になれば廃止するのは当然だと思ひます。この点についてお伺いしたいのは、この点について調査会ないしは審議会等が実際には非常によいにあるわけですね。今どのくらいあるか私も承知をしておりますが、大体農林省としてはどのくらい調査会なり審議会がありますか、ちょっとお伺いいたします。

○齋藤(誠)政府委員 今御審議願っております臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会も含めまして二十四でございます。

○久保田(豊)委員 それのたくさん調査会ないしは審議会のうちには、必要であり、同時に相当の効果を上げておるような、またどうしてもはすことのできないものもたくさんあることを私どもはよく承知しております。しかし中には、こういう調査会がはたして必要かどうかという点、同時にその調査会の答申なり何なりが、われわれから見ると、こういう程度の答申を得るのに、はたしてどういふふうなものを設けてやる必要があるかどうかという点が、疑われる面が相当見受けられるわけですが、しかもその次の段階においては、農林省なり何なりの施策のうちには、調査会からこういう結論が出ましたから、答申がありましてからということ、すべての施策の言ひわけの口実にしている面がなきにしもあらずだと思ひます。そこで、この生鮮食料品の対策調査会、どんなメンバーで作られて、そして特に聞きたいのは、今までの農林省の各関係部局から書類上のいろいろの資料を出されて、それを調査会が調査、審議されただけか、あるいは現実のいろいろの生鮮食料品についての流通過程なり、あるいは市場というものを十分に实际的に検討された上でのといったようなことをどの程度やられておるか、この二点を伺ひたいします。

ことは当然であらうと思うのでありますが、御承知のように中央卸売市場の問題が起りましたのは、神田の丸十の問題を契機といたしまして市場における信用取引を高める。それによつて農民に対する支払いの円滑を期するといふことがあつたわけでありますが、しかしさらに中央卸売市場の問題といふことになりましたれば、やはり生産地と消費地における結節点として、いかにして中央卸売市場自身を基本的にそのような公正取引の場として、十分な機能を發揮させていくかという点に中心を置いて考えておるわけであります。おそらく、答申の詳細は知りませんが、現在の中央卸売市場の地域においてあり方がどうである。つまり中央卸売市場というものの網が、地方の集産地において張られておるであらう。

うかどうであらうか。あるいはさらに現在の中央卸売市場の施設につきましても、大量取引の行なわれる、集中取引の行なわれる結節点としての十分の施設が備わってあるかどうかどうだろうか。さらにまたその間における取引方法がどういふふうな取引方法として改善すべきであるか、あるいはさらにそれに参加するところの卸売人、仲買人といふものについて、どういふふうな基準なり資格なりを設けてやるべきであるかとかいふようなことが中心になっておりまして、つまりそれらの機能が十分発揮することによって、また同時に生産者団体における流通の取引につきまして、より効率を高めていくといふようなことと相俟って考えられていくわけでありまして、それらの全部を含めて今回の答申がカバーしているといふふうには必ずしもわれわれは考えておらないのであります。御質問のような点につきましては、あるいは直接政府が価格の支持機能をもつてやるような面もございまして、あるいはあるいは団体が自主的に調整を行なう。それに對して国がいろいろの援助を与えようという方法もありまして、生鮮食料品の性格からいまして、大消費地における集中取引、それに通ずる公正な価格形成の機能をいかにしてそこで発揮させるか、それによってひいてはまた生産者団体に対する利便も与える、消費者に対する利便も与えるといふところに観点が置かれていふのは当然と考えますので、今お話しになりましたようなことにつきましては、もちろん重要な問題でありますけれども、直接の答申の形といたしまして

は、今申しましたように限定された問題を中心に答申が行なわれている、かように思うのであります。

○久保田(豊)委員 この答申もどういふ内容かわかりませんが、今のお話で、大体われわれもそういう程度に理解をしておいたわけですが、農林省として今各生鮮食料品というか、特に消費農産物の米麦その他を除いたものの取引については、流通過程の改善といふことを盛んに取り上げておられるわけでありまして、これは今後なお取り上げて検討しなければならぬと思ひます。この中央卸売市場の答申を実施することも大事であります。やはりもう少し高い先を見た全体の流通過程のいわゆる合理化といふことが、そういうことをもう一歩突っ込んで——すぐにこれが全面的に実施になるものとは考えませんけれども、そういう目標を持つたいろいろの行政を、あるいは農業団体その他の関係の業者なり団体の指導なりをやっていくべきで、そこには行かない。いつまで行っても結局商品資本にこういうところをきつと押えられて、農業団体はいつでもその場になつて価格形成そのものに對しては、ほとんど実質上の発言権を持たないといふことになつてくると、いかに市場の技術的ないろいろなことが公正に行なわれなくても、本来的な農産物の公正な価格といふものは形成できないことになりまして、この点を十分御注意を願ひたいと思ひます。

それに関連して一つお伺ひいたしますが、この調査会の結論といふものと、今後おそろく六月ごろには基本問題調査会から同様流通過程についての基本的な何らかの答申が出てこようと思ひます。そういう場合にわれわれの予測し、また希望するところは、基本問題調査会については、単に中央卸売市場だけでなく、もっと突っ込んだ流通対策といふものが当然出てくると思ひますが、これらの二つを農林省としては今後どのように扱っていくべきか、これは一つ次官からお答えをいただきたいと思ひます。

○小枝政府委員 久保田委員御指摘のように、いかに果樹専門の課を作りましても、いずれにいたしまして流通部門といふものを改善いたしまして、この合理化をはかることでなければ、農民の所得あるいはこれを利用する国民大衆の利益といふものを招来するわけに参りませんので、この点につきましては御趣旨を十分尊重いたしたいと思ひます。要するにただいまの調査会において審議いたしておりましたところの結論につきましては、それぞれこれは最も専門的なものであると思ひますので、いろいろのものと、それからさらに御指摘のいわゆる農林漁業基本問題調査会の結論が、おっしゃる通りに私もおそろく今週ごろにはおそろく出てくるだらうと思ひます。これをよく勘案調整いたしまして、その短所を補ひましてこれを調整いたしまして、今後の行政の最も重大な問題だらうと考えております。この点につきましてはわれわれ農林当局といたしまして、その合理的な調整をはかり、十分検討いたしまして、この十分なる運用をいたして参りたい、かように考えます。

○久保田(豊)委員 わかたうなわからぬ御答弁であれですが、今の段階としてはその程度しか言えないと思ひます。そこでぜひ一つお願いしておきたいのは、こういう問題につきましても農林省自体がはっきり先々の目標を腹へ入れて、現状ではそこまで行けないから、この段階でやるのだといふ目標といふものをはっきり持つて、こういうことには対処していただくたいといふことを略にお願ひをするわけですが。

それは水産庁の問題について一つだけ御質問を申し上げておきたいのは、今度の十和田湖の孵化場の廃止、県営への移管といふことは、状況が変わつてきて必要がなくなるのですから、けつこうだと思ひます。だが、内水面漁業について稚魚ないしはそういふものはもう少し全般的に重要視して、国自体の施策といふものをよく考えたらどうかといふふうに私はかねがね思つておるわけですが、と申しますのは、片方においては工場等が非常に盛んになり、あるいは農業等が盛んになつて、たとえばアユとかその他のものは、ほとんど川へ海から上がれないような状況がほとんど出て参つてきておるわけですが、従つてそういう内水面の漁業といふものは、統計を私どもは知りませんけれども、全般的にはおそろく衰退の方向をたどつておると思ひます。しかし汚水とかそういうものが、ない上流地帯は、まだまだ相当このういふものをやる必要がありまして、特に上流部等は御承知のように非常に活の程度が悪いわけですが、案外こういう川漁といふのが大きなウェイトを持つておる場合が多いわけですが、そういう場合にこれに對処するには、あるいはアユとか、あるいはフナとか、あるいはコイとか、その他の一般的なそういうものの稚魚の放流なり何なりといふものを、もう少し積極的にやつていふのではないかと、こう思ひます。が、それに対して現在水産庁としては、国としてどういふ施策をとつておるか。今後どういふふうに行つていくおつもりか、これらの点について一つお答えをいただきたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 内水面の水産資源の維持といふことにつきまして、今久保田委員からいろいろ御指摘がございました。現在のところ水産庁、国と營のさけ、ますふ化場、サケ、マス孵化とそれからヒメマスの孵化・放流及び卵の配付といふことをやつております。そのほかには内地につきまして、これは国が直接でございせんけれども、県のヒメマスなりニジマスの施設費の補助、それからもう一つ放流事業、これはサケ、マスは東北地方が主体で、それからアユ、その両者につきまして今放流事業の補助をいたしまして、アユにつきましては来年度もおおむね九百万尾弱のものを放流するに要する費用を補助する。稚魚の購入費の補助です。そこでもつと内水面の問題、蛋白質給源、ことに農山村における蛋白質給源の補給といふことにつきまして私ども全く同感でございまして、ただこれにつきましてはいろいろ物的な面、あるいは制度的な面を考えなければいけないものがあります。たとえばアユにつきましては、これは率直に申しまして財務当局あたりから、これはいたずらに遊漁者のための放流になるのではない

か、そういう批判も聞かれるわけですが、そこで私もいいたしましては、これはそうではなくて、そういう川ではなしに、川を選んで県がやるものについて補助するといふふうにはいたしてあります。その他の魚につきましては、先ほど申し上げました物理的な、あるいは物理的と申しますか、あるいは組織的な、たとえば物理的な面は、御承知と思いますが、戦時中から戦後にかけて、いわゆる農山村の蛋白質源として稲田養殖、稲田にコイを放流することの補助をいたしました。これは農業の普及等によって、おそらく物理的に技術的に困難ではないか。それから一般的に申しまして、下流河川につきまして水質の汚濁というような面が、鉱工業の発展によって相当ひどいのではないかと。この点につきましては御承知のように昨年でございまして成立いたしました水質の規制に関する法律、あるいは工場排水の規制に関する法律というものでございまして、あるいはそのみでは足りませんけれども、水質をよくしていくという物理的な基礎条件をよくしなければ、放流をしても実効は上がらないという面があると思ひます。またさらに制度的な面としましては、従来も孵化、放流をする場合には、各河川に漁業協同組合がありまして、それが漁業権を持って管理運営に当たるといふ制度になっておりますが、これらにつきましてもいろいろな面から批判が出ておるわけでございます。それらの点につきましても制度的な面も漁業権制度としてどう持つていくかということも、われわれとしては考えなければいけないのでございまして、この制度の面につきましても、

先ほどの久保田委員のお話に触れるわけではございませんけれども、漁業制度調査会におきまして、今漁業制度全般の問題がいろいろ煮詰まっております。今年じゅうには結論が出るという大体的見通しがつきました。その点もあわせて制度の面等について改善して参りたい。そういう全般的な面を考慮しつつ、内水面については今後伸ばして参りたい。ただ先ほど申し上げましたような物理的な困難性もありまして、やり方によっては下手をすれば、単に遊漁者のための魚を国が一生懸命やるということも好ましくありません。それらの点もあわせて考へて参りたい。特に近時ダムが方々に作られて、ダム・サイト、ダムの池に放流することにつきまして、技術的にもまだいろいろ問題があるようございまして、従いまして、来年度の予算としては実現いたしませんでした。私もとしてはなおこの面は十分検討して参りたい、こういうふうには考へます。

○久保田(豊)委員 大体話はわかりましたけれども、何か私も実態を見ておりました、片方において工場汚水、あるいは今お話をうけるダム等によって、一面においてはいわゆる魚族の繁殖が非常に大きく阻害されておる。特に農業等が発展してききましたので、従来のように水田ないしは水田に結びついておりましたようないろいろな小さな川や何かにおる魚が、ほとんどいなくなつてしまふ。また土地改良が進んで参りますから、そういう魚の住むところもほとんどなくなつておるといふ状態です。しかし山間部その他においてはまだまだそういうもので活用のできる余地があるにもかかわらず、入口といひますか、魚の生息場と稚魚の生息場、上つていく口が全部押えられておる関係で、上流もほうほうおけばほとんど魚がいなくなつてしまふというやうな状態のように、われわれは実際に見ておるわけですが、これに対して政府としての政策はきわめて消極的のよう思ふわけですが、ですから、私は必ずしも国営がすべてだとは思へません。しかし水質汚濁の調査をするならば、それに連関して、各河川について内水面の魚族が繁殖し得る余地があるのか、どの程度のものであり得るのかという点も再検討されて、国としての内水面漁業に対する系統立てた一つの政策を、特に稚魚関係について、ぜひ立てる必要がある。それをしませんと、われわれが小さいときには、ドジョウとかウナギとか、そういう川やたんぼでとれる魚を相当食つたのですが、今はどこにもわれわれの近くには実際におらぬのであります。そういう点を少し考へていただいて、もう少し積極的な施策を講じられるように一つ希望をいたします。

○石山委員 農林省の設置法一部改正に關して、林野庁にお伺いいたしたす。端的に申せば、為替の自由化に伴う林野行政というところとつづきな感じだと思ひますが、しかしそれは実際上お聞きしたい要点なんです。きょうは時間がないといひますから、私はおもに質問の要旨を申しておきまして、少し研究しておいて数字等も取りそろえておいて、あとで詳しくお伺いしたい。大ざっぱなところをお伺いしたいのですが、たとえば山林の場合には、治山治水あるいは建築用材あるいは化学工業用材といふふうに分れていくと思ふのですが、私のお聞きしたいのは、いわゆる化学工業用材としての林野行政に問題をしぼつて、きょうはお聞きしておきたいと思ひます。

最近木材が大へん化学工業用材として求められておるために、種苗から変わつていくといふこともあるのですが、それらは別にしまして、当面為替が自由化される、貿易が自由化されて、木材関係として非常に縁故の深いものとしては紙パルプ関係で、来年の十月解除される、こういう問題が今出ているわけですが、そういう問題で、どういふ現象が起きるか又聞きますと、今国内製品は大体ポンド三十六円です。これを三十二円に切り下げなければ、外国のパルプがどんどん入つてくるだろうという想定です。今でも設備能力が大体五十万トンあるわけですが、実際稼働しているのは四十万トンです。そうしてノルウェーその他から入ってくるものが大体十萬トンから五萬トン入つておるわけ、必要量が少しオーバーしてゐるといふのが現状だと思ひます。来年度になりますと、アラスカパルプは日米合弁で十萬八千トン程度はどうしても買ひ付けされるだろう。そのほかにも西歐側から十萬トンくらい入つてくる。そうすると、今ポンド三十六円のもの、三十二円に切り下げなければ対々にならぬといはれておる。これはポンド四圓くらいですが、これは自己の工夫だけではなかなか単価の切り下げが不可能ではないかといはれております。ここで問題になるのは、紙パルプ産業の一番の原料の中心をなし

てゐるのは木材でございます。製品のコストとして割合を求められると、大体五五から六〇が木材の価格が紙パルプの価格を左右しているやうであります。今外国と太刀打ちするには、石当たり百圓から二百圓程度木材の値段を下げる工夫が、この場合必要だろうといふ声が出てきております。そうすると、木材の価格を下げる場合のいわゆる林野庁の行政の方法論が、私はこの場合探求されなければならぬと思ひます。これに対する今さしあつての何か案がありましたら、一つ御答弁をいただければ大へんよろしいのではないかとと思つております。

○山崎政府委員 貿易の自由化に伴ひましてパルプ、特に先生のお話になりました溶解パルプに価格の問題があることは、われわれも十分承知しております。国内のパルプ産業の体質改善をどういふふうに行つていくか、あるいは関税等の施策をどういふふうに行つていくか、それと自由化する時期を具體的にいつにするのかといふやうな問題につきましても、通産省が所管としてやつておるわけでありまして、われわれも重大な関心を持って見ておるわけでありまして、また通産省においてもそれらのことについて方策を出すやうな段階に行つてないといふやうにわれわれは聞いておるのであります。今木材がどうあるべきかといふ点については、そういうものを持つて検討したいといふ考えを持っております。

○石山委員 政務次官にお聞きします。今長官が答へられたやうに全く準備がなつてないといふことですね。ところが実際上行なれていくわけですよ。河野さんのまねじゃないけれど

も、アメリカから押しつけられて急いでやったのが為替の自由化であるという印象を受けざるを得ない。来年の十月といえは一年半ありますね。ところがなま木といふものは工業用紙パルプになるまでには一年有余かかるわけです。そうすると一年半という期間は猶予期間ではなくなる。ほとんど押し詰まられた形でこの問題は取り上げていただかなければならないのじゃないかと思ひます。たとえば今能力が五十万トンで、これが最悪の場合三千万トンくらいしか製品ができないような場合でも、もし想定されれば、資金にして数億の資金が浮いてしまふということになりますね。設備したものがそれだけしかできないのですから。これは国が――民間でもその通りですが、投資した金が生きてこないという一つの国家的な不利益、もう一つはそこに従事しておる人々について、合理化とか體質改善とか操短とかいろいろあるわけでしょう。そういう問題が当然起こってくる場合の人員の問題、あるいは資金の問題というものは、これは何としても警かざるを得ないわけですね。これはわれわれ何も農林省あるいは林野庁だけを大声叱咤して問題を解決するわけではない。関税等の問題あるいは操短の場合の不況カルテルの場合の話し合ひの場所は、通産省といふことになるのですが、当面勉強していただきたい、あるいは方策を立てていただきたいというのは、原木をいかにして値下げをするかということが、農林省あるいは林野庁の研究しなければならぬ課題だと思ひます。いろいろあるだろうと思ひます。たとえば奥地林道を開発して運搬費を安くし

て原価を引き下げるといふ施策も一つであらう、あるいは国有林を大幅に開放してみることや考え方の一つだと思ひます。あるいは長期の低利の融資をもつてこの難局を切り抜けていくような、用材に対する手段を講じてみることも一つの施策だろうと思ひますが、委員長にお願ひしておきますが、これらのことを中心にして、いつか機会を見て林野庁あるいは通産省ともう少し掘り下げた質疑応答をしてみたいと思ひます。さきにも申し上げましたように、来年の十月と申せば一年半あると申しますが、木材から化学工業品になるまでには一年を要するわけでありまゝです。ですから、今のうち大ざっぱでもよろしいから構想を一つお示しいただいて、その構想によつて着々とやっていただかなければ、為替の自由化という美名のもとに大へんな痛手をこうむる人が多く出る、産業が出るのではないか。この産業に従事している人で、私せんだつてもちょっと申し上げたのですが、一体だれが要求して、だれが好んでこんなことをやってくれたのだらうと言ふのです。政治というものは大体消費者あるいは企業者か、どつちかの希望によつて施策をなすものだらう、しかるに今回の為替貿易の自由化は、一体だれが望んでこれができたのだらうといふふうに、嘆かわしい声を言つてゐる企業家がいるわけなんです。今私はいやみを言うために質問してゐるのではないので、まあいすれにしても一つ至急に対策を立ててもらふ、その対策をお立てになりましたら、その対策のもとで私たちの要望、そういうものを討論する機会を与えていただくように委員長に要望して、こ

の問題についてはきょうはひとまず打ち切っておきます。

○福田委員長 私の方からも……。ただいまの質問は非常にいい質問だと思ひます。だから、一つ十分に今の問題を農林当局において検討され、われわれとまたよく理解し合ふようにせねばならぬと思ひますから、研究されておかれることを要望しておきます。

○石山委員 それから行政と能率の問題ですが、これもきょうは時間がありませんが、これもきょうは時間がありませんが、この問題が、こゝろに林野庁行政の中に受ける。私に言わせれば、業務管理が非常に下手なのではないかという印象です。たとえば去年秋田でいろいろな問題が起きて四人かその人らを首切つたり、長野でも問題を起こした、今度は九州の熊本で問題を起こした。何か局があれば問題を起こさなければならぬ。何か局長がそういう責任を感じておるのかどうか知りませんが、問題を起こす。この問題を起こすというところは、私たちがたいな立場から見れば、林野当局の行政のまずさをやはり指摘せざるを得ないと思ひます。いわゆる業務管理あるいは労働運動等に対する林野庁の考へ方は、労使双方が理解するといふふうな立場で問題を研究するのではなくして、何か頭から業務命令みたいな形でぎゅつと押えてしまふところに、問題の複雑さがあるのではないかとこゝろに考へられるわけなんです。これらの点に關しましては、私はきょうはあなたの方と質疑する時間がないと言はれていますが、残念でございしますが言ひませんけれども、われわれの立場からしても警告しておきたい。紛争をおさめるよう

な工夫を業務管理、労務管理の中に、まず採用してもらわなければ困ります。これはわれわれ政治という立場から、国家から税金をいただいて働いてる従業員、能率を上げてもらわなければならぬのでありますから、皆さんのようにおもしろくめくような格好で紛争をやつてゐるような格好は、とてもでないけれども、黙つて見てゐるわけにはいきません。一つその点を十分勘案されて、林野庁の方で善処していただきたい。それができないとするならば、また近くこゝろに來ていただいで、どこができないかということをお願いしたい。思ひます。

○福田委員長 ほかに御質疑はありますか。――御質疑がなければ、これにて各案についての質疑は終了いたしました。

○福田委員長 これより各案を一括して討論に入りますのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一號）、農林省設置法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、三案は可決されました。三案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○福田委員長 お諮りいたします。本委員会に付託になっております石橋政嗣君外八名提出の一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者より、成規の手續により撤回したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回を許可するに決しました。

次会は明後十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

〔参照〕

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一號）に關する報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七號）に關する報告書

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二號）に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月十一日印刷

昭和三十五年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局